

聖籠町役場庁舎照明設備LED化事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

聖籠町（以下「本町」という。）では、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減によるコストの軽減を図るため、役場庁舎の照明について、省エネルギーかつ長寿命のLED照明への更新を目指すことを目的とし、本事業の推進にあたり、民間企業のノウハウ、技術力を活用した賃貸借方式により、計画・工事・維持管理等に関する提案を受け、信頼できる最適な運営者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、本要領で必要な事項を定める。

2 概要

- (1) 事業名 聖籠町役場庁舎照明設備LED化事業
- (2) 内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約方式 賃貸借契約
- (4) 事業期間
 - ① LED照明機器への改修等 契約締結日より令和7年1月31日まで
 - ② 賃貸借期間 令和7年2月1日から10年間（120か月）まで
- (5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。） 総額 27,324,000円

3 参加資格要件

- (1) 応募者
 - ① 応募者は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する単体企業又はグループ（それぞれが法人格を有する複数の企業の共同）とする。
 - ② グループで応募する場合は、構成員の中から代表者を1者選定するものとし、その代表者が本町との連絡窓口となり、提案に必要な諸手続きを行う。その他の構成員は連携して事業遂行の責を負うものとする。

なお、各構成員は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。
また、構成員の変更は認めない。
 - ③ 参加表明時、応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
 - ④ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募者の役割

応募者は、次の役割をすべて担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。

ア 賃貸借役割

本町との賃貸借契約を締結し、事業遂行の全ての責を負う。

イ 施工役割

施工に関する業務をすべて実施する。

ウ 調査設計役割

調査・設計業務を実施する。

エ その他役割

上記ア～ウ以外の維持管理、本設備の供給等を実施する。

※賃貸借役割以外の各役割は、複数事業者での構成も可とする。

(3) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

- ① 代表者及び構成員は、令和5・6年度聖籠町入札参加資格者名簿（建設工事・コンサルタント等・物品のいずれか）に登載されていること（本プロポーザルの参加申込に当たり新規提出する場合は、5(1)の参加意向申出期限までに提出すること）。

※ 提出書類等については本町ホームページ参照のこと。

- ② 応募者は、本要領の内容を十分に遂行できる者であること。
- ③ 応募者は、事業運営、維持管理を円滑に行うため迅速に対応できる者であること。
- ④ 賃貸借期間中、維持管理を行うことができ、部品提供や代替照明器具の供給ができること。
- ⑤ 賃貸借役割を担う構成員は、経営状態が不健全であると認められず、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑥ 過去10年間に於いて、国又は地方公共団体との間に本事業と同種のLED照明賃貸借契約の実績を有していること（グループの場合は、構成員の中で1者以上この要件を満たすこと）。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は応募者の構成員になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てが成されている者。
- ③ 聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領及び新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている者。
- ④ 本町の町税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて滞納がある者。（特別な理由により延納、徴収猶予が承認されている場合を除く。）
- ⑤ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

実施内容	実施期間または期日
プロポーザル実施要領等の公表	令和6年9月9日（月）
質問書提出期限	令和6年9月24日（火）17時必着
現地等確認期間	令和6年9月30日（月）まで
質問に対する回答	令和6年9月30日（月）
参加意向申出書提出期限	令和6年10月3日（木）17時必着
参加資格確認結果通知	令和6年10月9日（水）
企画提案書提出期限	令和6年10月23日（水）17時必着
プレゼンテーション	令和6年10月29日（火）予定
選考結果通知・公表	令和6年11月6日（水）予定
契約締結	令和6年11月上旬予定
工事期間	令和6年11月中旬 ～令和7年1月31日
賃貸借開始	令和7年2月1日～

5 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和6年10月3日（木）17時必着

(2) 提出書類及び提出部数

応募者及び構成員は、以下の書類を綴じたもの1部を提出すること。

① 参加意向申出書【様式1】

グループで応募の場合は、代表者名で作成すること。

② グループ構成表【様式1-1】

応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、単体での応募の場合は、提出不要。

③ 参加資格要件確認誓約書【様式2】

④ 会社概要書【様式3】

賃貸借役割を担う構成員は過去3か年分の財務諸表を添付すること。

⑤ 照明設備LED化賃貸借事業実績調書【様式4】

※記載した業務実績が証明できるもの（契約書等の写し）を添付すること。

(3) 提出方法及び提出先

提出書類一式を、本要領「12 提出・問い合わせ先」に記載の担当課あてに、郵送又は持参により提出すること。なお、持参による提出受付は役場開庁時間（平日8時30分から17時まで）のみとする。

(4) 参加資格審査結果通知

参加意向申出書を提出したのに対し、次の通り審査結果を通知する。

- ① 通知日 令和6年10月9日（水）に通知する。
- ② 通知方法 電子メールにより通知した後、本文書を郵送する。

6 質問の受付及び回答

本業務及び本プロポーザルに関し、質問がある場合は、以下のとおり【様式5】質問書により事務局に提出すること。なお、質問書以外での問い合わせについては一切受け付けない。

(1) 質問の方法

【様式5】質問書により電子メールで提出すること。なお、電子メールの件名は「聖籠町役場庁舎照明設備LED化事業質問書」とすること。

(2) 質問の受付期間

令和6年9月24日（火）17時まで（必着）

(3) 質問書の回答

令和6年9月30日（月）17時までに質問者及び参加申請書の提出者全員に電子メールで回答する。

(4) その他

質問に対する回答は、実施要領等の追加等とみなす。

質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本業務及び本プロポーザルに関係のない内容又は、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

7 企画提案書の提出

(1) 企画提案書等の提出

参加意向申出書を提出した者は、次により、提出期限までに企画提案書提出届【様式6】に、下記書類を添付して期限までに提出すること。

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 事業実施工程表（任意様式）
- ③ グループ構成表（様式1-1）
- ④ 会社概要書（様式3）
- ⑤ 照明設備LED化賃貸借事業実績調書（様式4）
- ⑥ 事業効果試算表（様式7）
- ⑦ 参考見積書（様式8）

(2) 企画提案書等の提出方法等

- ① 提出期限 令和6年10月23日（水）17時必着

②提出方法 各6部（正本1部・副本5部）を持参又は郵送

(3) 提出先 聖籠町役場総務課

(4) 企画提案書の記載内容について

別紙2「聖籠町役場庁舎照明設備 LED 化事業」提案書評価項目一覧に示す評価項目に基づいて、記載すること。

上記以外に、本町にとって有益性のある提案があれば記載すること。（例：賃貸借契約終了時の照度保証、機能の追加、削減効果の検証等）

(5) 留意事項

① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。

フォントは見やすいフォントとして 11 ポイント以上とすること。

② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

③ 用紙の大きさは、A4版又はA3版（A3版はA4版折込）で綴じたものとすること。

④ 現地確認（9月30日（月）まで）及びホームページ上で公開する図面等を参考に積算のうえ、提案書を作成すること。なお、現地確認を行う場合には、事前に申し出ること。

⑤ 施設の図面が古い場合には既存器具のデータを参考に積算すること。

⑥ 電気料金削減効果と二酸化炭素削減量については、別紙（1）「既存器具リスト」の点灯時間を参考とし、次の3点を基本に積算すること。

ア 最新の東北電力業務用電力にて積算

イ 再生エネルギー促進賦課金を加算

ウ 燃料費調整額を含めずに積算

⑦ 参考見積書は下記により作成すること。

ア 仕様書に基づいた契約期間内に生じるすべての費用を見積もること。

イ 費用総額を示すとともに、主な工程ごとの費用（総額の内訳）を明記すること。

ウ 費用算出にあたり見積条件等がある場合は、その内容を明記すること。

エ 消費税及び地方消費税を含む額で提示すること。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

令和6年10月29日（火）

※時間及び場所については、別途通知する。

(2) 実施時間

40分以内（提案内容の説明 25分、ヒアリング 15分）

(3) 出席者

5名以内（出席者は最小限とする）

(4) プレゼンテーションの内容について

別紙2「聖籠町役場庁舎照明設備 LED 化事業」提案書評価項目一覧に示す評価項目に基づいて、提案及び説明を行うこと。

(5) その他

ア プレゼンテーションの順番は、本町が企画提案書を受理した順番とする。

イ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター（HDMIケーブル）のみ本町が準備する。

9 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

聖籠町職員で構成される「聖籠町役場庁舎照明設備LED化事業公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、企画提案書、見積金額、省エネルギー効果、財政貢献効果、過去の実績などをプレゼンテーション及びヒアリングにより別紙（2）「聖籠町役場庁舎照明設備LED化事業」提案書評価項目一覧」に基づき、別紙（3）「聖籠町役場庁舎照明設備LED化事業」提案書評価基準表」により審査委員が総合的に評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

最も高い点数の提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な提案者を優先交渉権者として選定し、金額も同額の場合は選定委員の多数決により選定する。

評価点数には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、優先交渉権者の決定は行わない。

(2) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。また、優先交渉権者名および次点者名並びに評価点数を公表する。なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じない。

(3) その他

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 評価点の合計が184点未満の者（400点満点）

イ 提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

オ 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

カ プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合

キ 参考見積書の金額が、社会常識に照らして上限額より著しく低かった場合

ク その他選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

10 契約手続きについて

本プロポーザルにより選定した優先交渉権者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(1) 提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。ただし、当該優先交渉権者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の事業提案者と協議できるものとする。

(2) 契約する際の仕様については、提案書及び前記(1)を盛り込み作成する場合がある。

11 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出後の訂正、差し替えは、本町から指示があった場合を除き認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- (4) 本プロポーザルにかかる費用については、すべて参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本町に請求することはできない。
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、本町が必要と認める場合には、本町は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な工事内容は技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (8) 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において町内電気工事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- (9) 今後の社会情勢や財政事情の大幅な変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は延期、中止をする場合がある。この場合は参加者に対して本町は責任を負わないものとする。

12 提出・問い合わせ先

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

聖籠町役場総務課総務管理係

T E L : 0254-27-2111 F A X : 0254-27-2119

E-mail : soumu@town.seiro.niigata.jp